

五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（当該区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）の世帯（合併前人口が十万未満のものに限る。）の区域であつた区域であつて、その自然災害により五（合併前人口が五万未満の合併関係市町の区域であったものにあつては、二）以上（以下この号において「特定区域」という。）及び特定区域（合併前人口が五万未満の合併関係市町の区域であつたものに限る。以下この号において「被隣接区域」という。）に隣接する区域（被隣接区域の全部又は一部（その自然災害により一以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区域に限る。）を含む市町村の区域に限る。）のうち被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日前五年目に当たる日から、被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に市町村の合併が行われた合併関係市町村の区域であつた区域であつて、その自然災害により一以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した（当該区域に係る合併関係市町村（以下この号において「隣接合併関係市町村」という。）の合併前人口（その区域の一部が合併市町村の区域の一部となつた合併関係市町村があつて、当該合併関係市町村の当該合併市町村の区域の一部となつた区域の合併前人口（当該合併関係市町村の合併前人口を市町村の合併が行われた日の現在により都道府県知事の調査した人口に比例して算出したものをいいう）。以下この号において同じ。）及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計（隣接合併関係市町村が複数ある場合は、それらの全ての合併前人口及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計）が五万未満である場合に限る。）に係る当該自然災害（特定区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたものに限る。）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行（施行期日）
三号 抄 **附則** （平成二二年六月七日政令第三〇）

第一條 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則 （平成一六年三月三一日政令第九九号）
 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行日（平成十六年四月一日）から施行する。
附則 （平成一七年六月二二日政令第二一六号）
 （施行期日）
 （この政令は、公布の日から施行する。）
附則 （平成一七年六月二二日政令第二一六号）
 この政令による改正後の被災者生活再建支援法施行令（以下「新令」という。）第四条の規定は、平成十六年四月一日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。
附則 （平成一六年四月一日政令第三一號）
 この政令は、公布の日から施行する。
附則 （令和三年五月一〇日政令第一三号）
 この政令は、灾害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。
附則 （令和二年一二月四日政令第三四一號）
 この政令は、灾害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

附則 （平成一九年一二月一一日政令第一九二号）
 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十四号）の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。
附則 （平成二二年九月三日政令第一九二号）
 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十四号）の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。
附則 （平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄
 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。